

新規採用のみなさまへ

障がい者手帳を持っていることの申出について（お願い）

総務部ダイバーシティ推進課

本学における障がい者の雇用推進については、「ダイバーシティ&インクルージョンポリシー」（令和3年5月19日制定）に基づき、ダイバーシティ推進本部において検討・実施しているところです。

しかしながら、「障害者の雇用の促進等に関する法律」で定められている「障害者法定雇用率」の達成のためには、みなさまのご協力が必要となります。

障がい者手帳をお持ちの方で、本学の法定雇用率達成のためにご協力いただける方は、以下アドレスまで連絡をお願いします。

【連絡先】

“障がい者雇用推進室”<syogai@adm.okayama-u.ac.jp>



【注意】

採用時に提出する「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」への記載は所得税の控除のためのものですので、別途、本申出が必要となります。

【利用目的等】

- ・ 個人が特定されるものではありません。
- ・ 障がい者在職状況の確認及び関連する調査のみに利用します。
- ・ 原則として、毎年度利用します。

【情報の管理等】

- ・ 申出のあった情報については、厳重に保管、管理します。
- ・ 申出の有無により、不利益な取扱いがされることはありません。

※ 障がい者雇用推進室ホームページもご参照ください。

